# 総合型地域スポーツクラブ等分類基準

鹿児島県広域スポーツセンター

令和3年度の「鹿児島県広域スポーツセンター認定クラブ制度」制定に伴い、県内の総合型地域スポーツクラブ及び市町村行政機関(以下「市町村行政」という。)を別表1及び2に示す区分に分類する。

### 1 目的

- (1) 区分内容に応じた具体的な対応,支援を行うことにより,県及び市町村行政,総合型地域スポーツクラブの三者相互の更なる連携充実を図る。
- (2) 市町村行政の認定クラブ設置状況を記載した「鹿児島県広域スポーツセンター認定クラブ一覧」を作成し公表することにより、認定クラブの認知度・信頼度の向上を図るとともに、未認定の総合型地域スポーツクラブや未設置の市町村行政に対し、認定クラブ基準に準じた状況となるよう連携、支援を行う。

#### 2 分類の開始

本分類基準に伴う区分措置は、令和3年8月1日から開始する。

#### <別表1 区分:総合型地域スポーツクラブ>

	区 分	内 容	対 応,支援
1	認定クラブ	県広域スポーツセンターによる認 定審査により認定されたクラブ	認定規程第7条に定める対応を行うと ともに、広報媒体を通じての周知や施設 の使用料減免、優先予約等について関係 団体への働きかけを行う。
2	未認定クラブ	認定クラブに申請する意思はある ものの、認定要件を満たさないため 認定を受けられないクラブ	市町村行政と連携し、認定規程第4条に 定める認定クラブ基準を満たすための 支援を行う。
3	活動休止(解散)	定款・規約に沿ったクラブ運営ができていない状態が2年間継続し,3年目を迎えたクラブ	県広域スポーツセンターが状況を確認 した後,市町村と情報共有した上で解散 とみなす。
4	設立準備中	設立準備委員会等の具体的な活動 が確認でき、「設立準備申出書」が 提出された団体	提出書類を審査し、県保健体育課及び鹿 児島県スポーツ協会及び市町村行政と 連携して設立に向けての支援を行う。

# <別表2 区分:市町村行政>

	区 分	内 容	対 応,支援			
1	運営支援・連携中	当該市町村内に1つ以上の認定クラブまたは未認定クラブが存在し, 支援・連携が行われている市町村	認定規程第7条に定める対応を行うと ともに、認定クラブの活用方法や運営体 制充実のための情報提供を行ったり相 談に応じたりする。			
2	設立支援中	当該市町村内に認定クラブまたは 未認定クラブの設立に向けて支 援・連携が行われている市町村	県保健体育課及び鹿児島県スポーツ協 会と連携して設立に向けた支援を行う。			
3	普及啓発中	当該市町村内に認定クラブまたは 未認定クラブが存在しておらず,設 立準備委員会等の具体的な活動が 確認できていない市町村	設立意思確認を定期的に行い, 意思があれば, 設立準備に向けた支援を行う。			

本分類基準の改訂は、令和5年6月5日から施行する。